改正後	前条の規定による改正後
45秒東経136度39分40秒に位置し、「本牧船舶通航信号所（本牧信号所）」とは、本牧船舶通航信号所の附属施設であり、北緯35度26分20秒東経139度41分23秒に位置し、「東京十三号地船舶通航信号所（十号地信号所）」とは、東京十三号地船舶通航信号所の附属施設であり、北緯35度36分53秒東経139度47分39秒に位置し、「観音埼船舶通航信号所（海ほたるレーダー施設）」とは、観音埼船舶通航信号所の附属施設であり、北緯35度27分50秒東経139度52分29秒に位置する。 2　（略）	45秒東経136度39分40秒に位置し、「本牧船舶通航信号所（本牧信号所）」とは、本牧船舶通航信号所の附属施設であり、北緯35度26分20秒東経139度41分23秒に位置し、「観音埼船舶通航信号所（海ほたるレーダー施設）」とは、観音埼船舶通航信号所の附属施設であり、北緯35度27分50秒東経139度52分29秒に位置する。 2　（略）

第三条　船舶気象通報規程の一部を次のように改正する。

次の表により、前条の規定による改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分をそれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	前条の規定による改正後
別表（第二条、第三条関係） 気象観測を行う航路標識の名称及び観測種目 ／ 気象通報に使用する電話番号及びインターネット・ホームページアドレス （略） ／ （略） 観音埼船舶通航信号所（観音埼レーダー施設）（風向、風速、気圧） ／ 046―844―4521（観音埼船舶通航信号所） 045―227―1177（第三管区海上保安本部） https://www6.kaiho.mlit.go.jp/03kanku/yokosuka/kannonsaki_radar/kisyou/index.html （略） ／ （略） 備考 1　この表において「青ノ山船舶通航信号所（下津井レーダー施設）」とは、青ノ山船舶通航信号所の附属施設であり、北緯34度26分31秒東経133度47分08秒に位置し、「四日市船舶通航信号所（四日市防波堤信号所）」とは、四日市船舶通航信号所の附属施設であり、北緯34度56分45秒東経136度39分40秒に位置し、「観音埼船舶通航信号所（観音埼レーダー施設）」とは、観音埼船舶通航信号所の附属施設であり、北緯35度15分28秒東経139度44分36秒に位置し、「本牧船舶通航信号所（本牧信号所）」とは、本牧船舶通航信号所の附属施設であり、北緯35度26分20秒東経139度41分23秒に位置し、「東京十三号地船舶通航信号所（十号地信号所）」とは、東京十三号地船舶通航信号所の附属施設であり、北緯35度36分53秒東経139度47分39秒に位置し、「観音埼船舶通航信号所（海ほたるレーダー施設）」とは、観音埼船舶通航信号所の附属施設であり、北緯35度27分50秒東経139度52分29秒に位置する。 2　（略）	別表（第二条、第三条関係） 気象観測を行う航路標識の名称及び観測種目 ／ 気象通報に使用する電話番号及びインターネット・ホームページアドレス （略） ／ （略） 観音埼船舶通航信号所（風向、風速、気圧、視程） ／ 046―844―4521（観音埼船舶通航信号所） 045―227―1177（第三管区海上保安本部） https://www6.kaiho.mlit.go.jp/03kanku/yokosuka/kannonsaki_vtss/kisyou/index.html （略） ／ （略） 備考 1　この表において「青ノ山船舶通航信号所（下津井レーダー施設）」とは、青ノ山船舶通航信号所の附属施設であり、北緯34度26分31秒東経133度47分08秒に位置し、「四日市船舶通航信号所（四日市防波堤信号所）」とは、四日市船舶通航信号所の附属施設であり、北緯34度56分45秒東経136度39分40秒に位置し、「本牧船舶通航信号所（本牧信号所）」とは、本牧船舶通航信号所の附属施設であり、北緯35度26分20秒東経139度41分23秒に位置し、「東京十三号地船舶通航信号所（十号地信号所）」とは、東京十三号地船舶通航信号所の附属施設であり、北緯35度36分53秒東経139度47分39秒に位置し、「観音埼船舶通航信号所（海ほたるレーダー施設）」とは、観音埼船舶通航信号所の附属施設であり、北緯35度27分50秒東経139度52分29秒に位置する。 2　（略）

附　則

この告示は、平成二十九年十月二十六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条の規定　平成二十九年十一月八日

二　第三条の規定　平成二十九年十二月一日